

令和5年度 居住支援法人安来市社会福祉協議会 事業報告

住宅要配慮者の中には、身寄りのない人や、家族や親族がいても絶縁状態や疎遠になっている人がいる。そのような人の住まいの確保は保証人、死後対応などの懸念から入居を拒まれるケースがある。仮に、入居した後も、関係機関との連携により定期的な見守り、相談支援や生活支援が必要な人がいる。

こうした課題解決に向け、相談支援体制の強化をはじめ、国の伴走支援の活用により、関係機関との連携の構築、新たな仕組みづくりの開発に努めた。

(1) 「住まい」に関する相談支援体制の強化

相談支援体制の強化により、住宅要配慮者の入居前相談、見学等の同行支援、必要に応じ関係機関との連携により、入居後の支援として定期的な見守りや相談支援、生活支援を行った。

(2) 「関係機関連絡会議」の開催

関係行政(建築住宅課・やすぎ暮らし推進課・福祉課・介護保険課)、宅建業者、在宅介護支援センター、基幹相談センター、民生児童委員協議会、社協による居住支援に向けての情報共有や具体的な連携構築に向けての意見交換を行った。

第1回 令和5年10月 6日(金) 午後1時30分～3時15分

第2回 令和5年12月13日(水) 午後1時30分～4時

講師 福山平成大学福祉健康部教授 岡部 真智子 氏(伴走支援アドバイザー) 他

(3) 「講演&ワークショップ」の開催

講演とワークショップを開催し、具体的な連携のあり方や新たな仕組みづくりについての意見交換を行った。

時期 令和5年12月13日(水) 午後1時30分～4時

講師 福山平成大学福祉健康部教授 岡部 真智子 氏 (伴走支援アドバザー)

助言 日本総合研究所主任研究員 内田 誠一 氏 (伴走支援事務局)

参加者 25名

(4) 「終活事業」の検討

①第1回学習会

日時 令和5年8月25日(金) 午前10時30分～11時40分

講師 松江市社会福祉協議会生活支援課長 池田 圭介 氏

②第2回学習会

日時 令和5年11月24日(金) 午前10時00分～11時40分

講師 琴平町社会福祉協議会長 越智 和子 氏

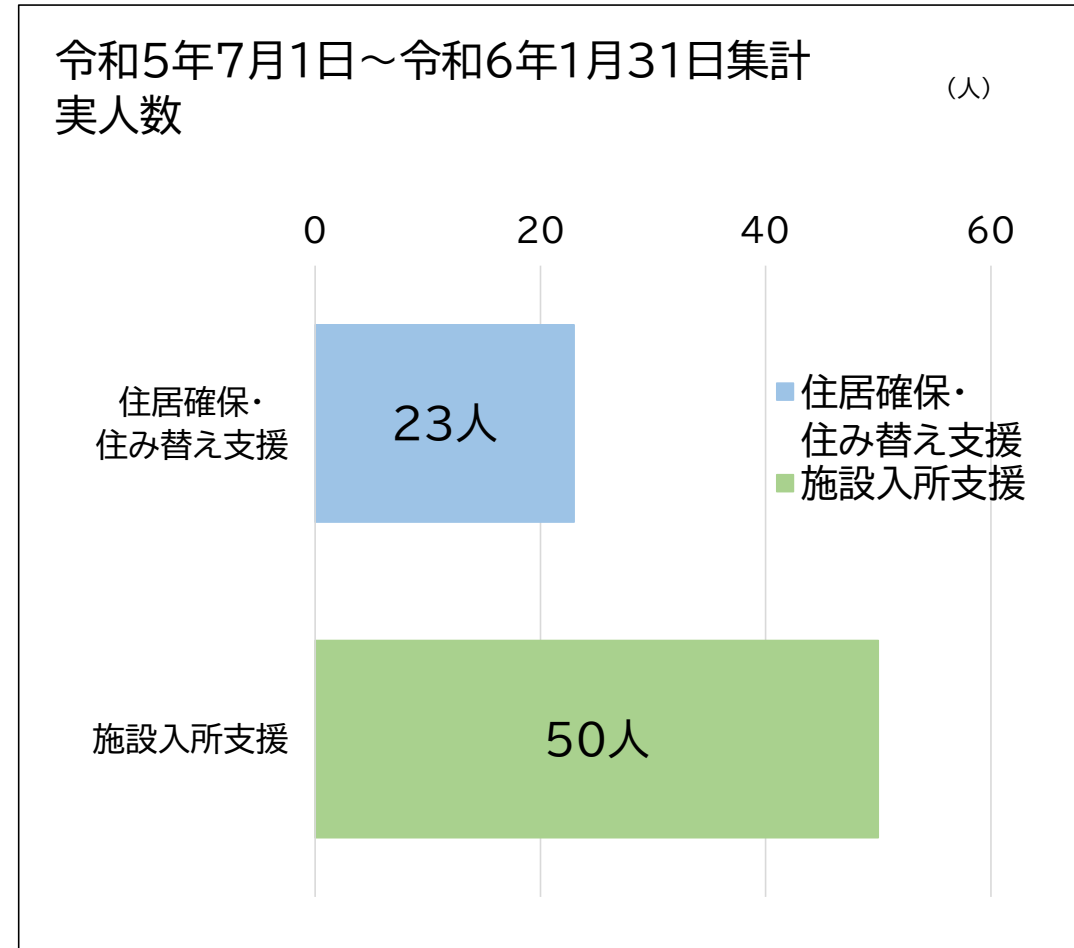
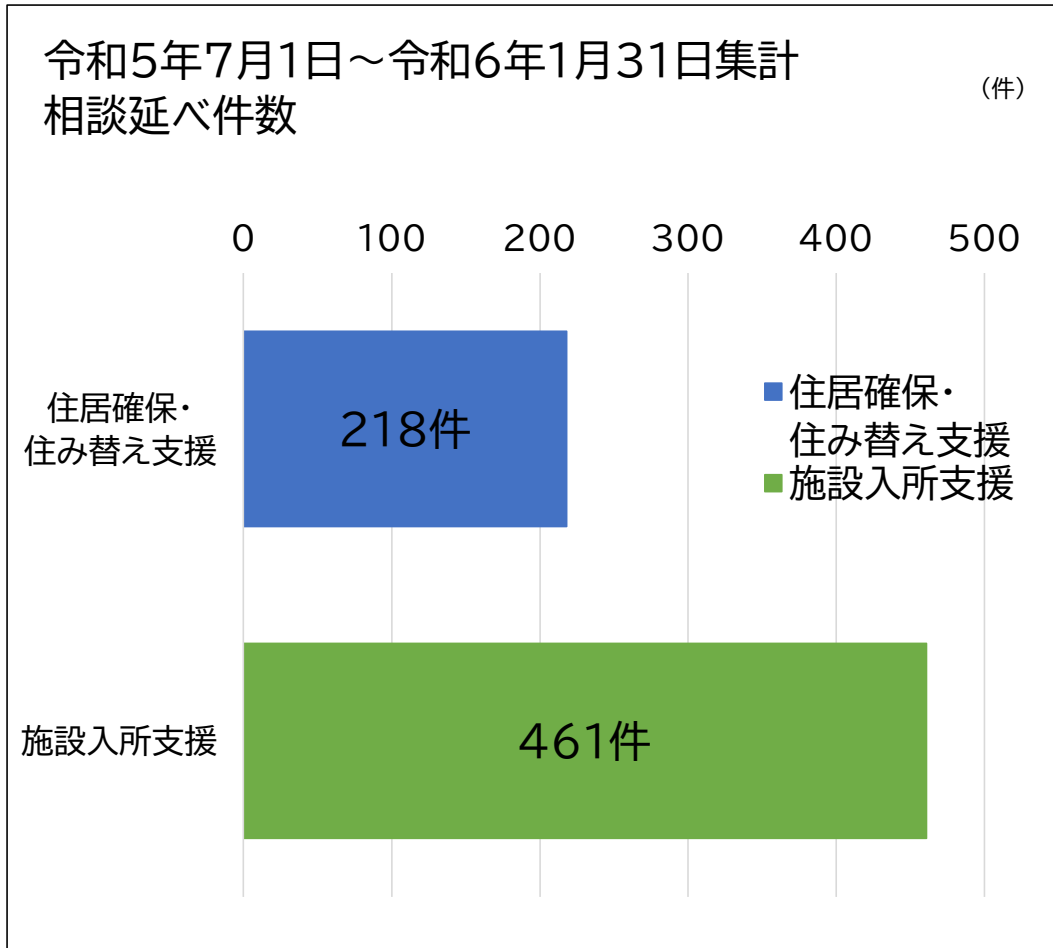
③第3回学習会

時期 令和5年11月～12月)

内容 終活事業に取り組んでいる社協への視察

視察 福岡市社協、足立区社協

「住まい」に関する相談支援実績



「安来市居住支援関係機関連絡会議」の設置

■日時 令和5年10月6日（金）13 時半～15 時15分

■会場 安来市中央交流センター「講義室」



「安来市居住支援関係機関連絡会議」の構成

| | 区 分 | 所属機関 | 役 職 |
|----|-------------|-----------------------|-------|
| 1 | 宅地建物取引業関係者 | 遠藤会計不動産事務所 | 代表取締役 |
| 2 | | 株式会社 アスタス | 常務取締役 |
| 3 | | 株式会社 やすらぎ | 代表取締役 |
| 4 | 居住支援 関係者 | 安来市在宅介護支援センターケアプランやすぎ | 所 長 |
| 5 | | しらさぎ苑在宅介護支援センター | 所 長 |
| 6 | | 在宅介護支援センターひろせ | 所 長 |
| 7 | | 安来地域活動支援センターステップ | 所 長 |
| 8 | | 安来市民生児童委員協議会 | 会 長 |
| 9 | | 安来地区民生児童委員協議会 | 会 長 |
| 10 | | 広瀬地区民生児童委員協議会 | 会 長 |
| 11 | | 伯太地区民生児童委員協議会 | 会 長 |
| 12 | | 島根県住宅供給公社安来住宅管理事務所 | 所 長 |
| 13 | 行政関係者 | 安来市建設部建築住宅課 | 係 長 |
| 14 | | 安来市政策推進部やすぎ暮らし推進課 | 係 長 |
| 15 | | 安来市健康福祉部福祉課 | 係 長 |
| 16 | | 安来市健康福祉部介護保険課 | 係 長 |

講演 & ワークショップ (第2回安来市居住支援関係機関連絡会議)

■日時 令和5年12月13日 (金) 13 時半～16 時

■会場 安来市中央交流センター「講義室」



「講演&ワークショップ」での主な意見

グループ

困りごと・課題

課題に対するアプローチ

A グループ

- ・保証人がいないこと、働いていないこと、お金がないことで入居を断られる
- ・4月より安来市も市営住宅は保証人なしでも入居できる
- ・公営住宅の2階から1階への住み替えができない
- ・施設入所後の家の維持管理ができない⇒空き家の発生
- ・お金がなく老朽化した家の修繕ができない
- ・ゴミ屋敷であるが片付けができず受け入れを拒否している
- ・近所とのトラブル（騒音・障がいなど）
- ・退去時の修繕費用が出せず家賃を払い続けている
- ・孤独死、事故物件となり空室のままとなる

- ・保証会社の活用
- ・公営住宅の2階から1階への手続きの緩和
- ・公営住宅のバリアフリー化
- ・物件について情報収集し事前に本人・家族の意向を支援者に伝える
- ・安来市版ルールを作り、支援体制をつくる
- ・本人、家族への情報提供

B グループ

- ・保証人
- ・滞納
- ・ゴミ屋敷
- ・8050によりSOSがつかみにくい
- ・民間アパートでの共同生活（コミュニケーションの問題）がもとでトラブルとなり住み続けられない
- ・退去費用が捻出できない
- ・近隣とのトラブル、大家と地域住民からの理解が得られるか
- ・お金の問題
- ・年金が少ない
- ・孤独死
- ・住み替えの手続き
- ・入居条件
- ・死後の片付け

- ・住居の確保として「空き家」の活用
- ・「居住支援協議会」の立ち上げをしていく
- ・細かい支援の必要、担い手の確保と連携、生活支援協議体などのインフォーマルな社会資源の活用
- ・大家さんに対して「家賃保証制度」の活用
- ・多様な団体と意識共有や情報共有などで住まいと生活の一体的な支援につなげる

グループ

困りごと・課題

課題に対するアプローチ

C グループ

- ・ 金銭面、持ち家の老朽化、修繕費の確保、保証人が見つからない
 - ・ 住む家はあっても暮らし続けていくためのサービスが必要であるがサービスを受けるための保証人がいない
 - ・ 住む家が見つかっていても自宅をどう処分するか
 - ・ 両親は施設入所、子供は遠方に住んでいると家をどう処分したらよいか
 - ・ 住んでいる人の気持ち、大家さんの気持ちの調整
 - ・ 先祖からの家を守りたい、住み慣れた家から離れられない、寂しい
- ・ 保証人に準じた仕組みづくり、家賃債務保証制度の活用、終活事業の検討
 - ・ 事前に家族で話し合いをしておく、空き家バンクの活用、要配慮者への活用
 - ・ 住み替え先の環境をみてもらう、大家さんや地域住民の思いもあり第三者が仲介する

まとめ・講評

- 保証人・緊急連絡先・アパートの退去要請・ゴミ屋敷・空き家の処分、このキーワードは他の地域でも共通の課題である。
- 家賃滞納・孤独死・近隣トラブルに対し、いろいろな支援者が複数入ることで見守りを強化しているという地域もある。
- 空き家や孤独死となる前に家族で話をしておくことが重要。こうした課題を話し合う場があることが大事。
- 課題へのアプローチについては、行政だけでなく民間も含めて各分野（福祉、不動産等）の主だったメンバーにも入ってもらい、公的な制度だけでなく、民間で何ができるか話し合い、解決策を導き出すことが重要。
- 安来市の課題解決の場として「居住支援協議会」に向けて進めてもらうと一体的に解決に向けて動いていけると考える。

- 課題解決に向けてのアプローチについて前向きな発言が多かった。今すぐできることは何か、お互いにつながりあうことで今あるものに繋がり解決できることもある。お互いに譲歩してみるとということもある。今あるルールを見直すこと、そのルールは絶対なのか、インフォーマルの活用など、工夫してみると乗り越えられる課題もあるのではないかと。
- 優先順位を決めること。それを誰がやるのか。行政なのか民間なのか、新しい組織を作るのか。お金の問題、行政が予算を組んで取組んでいるところもある。居住支援法人が補助金を活用していくという方法もある。
- 福岡市社協では遺贈の取組みもされている。船橋市では高い層から低い層への引越しに転居費用を行政が補助している。
- おうち手帳（家の所有者、修繕の記録など）を作成している自治体もある。
- 本日、出た課題に対し、全国の先進事例などを参考にしながら課題解決に向けて進めてもらいたい。